

兵庫県公報

令和元年6月28日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

人事委員会規則

- | | |
|--|----------|
| ○ 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則…………… | ページ
1 |
| ○ 職員の退職手当に関する条例第15条の7第2項及び公立学校職員等の退職手当に関する条例第13条の7第2項の規定による意見陳述の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則…………… | 2 |

公布された法令のあらまし

- 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第1号）
任命権者から、新たに職員を派遣する予定の団体がある旨報告があったこと等に伴い、所要の整備を行うこととした。
- 職員の退職手当に関する条例第15条の7第2項及び公立学校職員等の退職手当に関する条例第13条の7第2項の規定による意見陳述の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第2号）
工業標準化法の一部改正に伴い、所要の整備を行うこととした。

人事委員会規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

兵庫県人事委員会
委員長 松田直人

兵庫県人事委員会規則第1号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正）

第1条 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年兵庫県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1条例第2条第1項第3号の項を次のように改める。

条例第2条第1項第3号	(1) 一般財団法人関西観光本部 (2) 一般財団法人自治体国際化協会 (3) 一般財団法人ダム技術センター (4) 公益財団法人地球環境戦略研究機関 (5) 一般財団法人都市防災研究所 (6) 公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会 (7) 公益財団法人ワールドマスターズゲームズ2021関西組織委員会 (8) 一般社団法人2025年日本国際博覧会協会 (9) 一般社団法人せとうち観光推進機構 (10) 一般社団法人地方税電子化協議会 (11) 社会福祉法人恩賜財団済生会 (12) 日本赤十字社 (13) 国立研究開発法人理化学研究所
-------------	---

第2条 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1条例第2条第1項第2号の項を次のように改める。

条例第2条第1項第2号	<ul style="list-style-type: none"> (1) 一般財団法人神戸観光局 (2) 公益財団法人国際エメックスセンター (3) 一般財団法人兵庫県学校厚生会 (4) 公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会 (5) 一般財団法人兵庫県職員互助会 (6) 公益財団法人兵庫丹波の森協会 (7) 一般社団法人淡路島観光協会 (8) 公益社団法人瀬戸内海環境保全協会 (9) 公益社団法人兵庫県看護協会 (10) 一般社団法人兵庫県計量協会 (11) 公益社団法人兵庫県物産協会 (12) 公益社団法人ひょうご観光本部 (13) 社会医療法人製鉄記念広畑病院 (14) 社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会 (15) 兵庫県農業共済組合連合会
-------------	--

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年8月1日から施行する。



職員の退職手当に関する条例第15条の7第2項及び公立学校職員等の退職手当に関する条例第13条の7第2項の規定による意見陳述の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

兵庫県人事委員会

委員長 松田直人

兵庫県人事委員会規則第2号

職員の退職手当に関する条例第15条の7第2項及び公立学校職員等の退職手当に関する条例第13条の7第2項の規定による意見陳述の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例第15条の7第2項及び公立学校職員等の退職手当に関する条例第13条の7第2項の規定による意見陳述の機会の付与に関する規則（平成22年兵庫県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第5号までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。